

【2-2-5-01】

高野山大学における人権問題に関する規程

平成 12 年 11 月 15 日制定・施行

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高野山大学（以下「本学」という。）において、職員および学生が個人として尊重され、人権を侵害されることなく、就労、就学、教育または研究を健全で快適な環境の下に遂行できるようその防止および排除のための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 職員とは、常勤、非常勤を問わず、本学において学生の教育及び研究指導に当たる者及び本学の業務を担当するすべての者を指す。
- (2) 学生とは、本学の学部学生、大学院学生、別科学生、留学生、科目等履修生等、本学で教育及び研究指導を受けるすべての者を指す。
- (3) 就労、就学上とは、次に掲げる関係をいう。
 - ア. 就労上とは、職員と職員の間で教育、研究指導その他の業務が遂行されること。
 - イ. 就学上とは、職員と学生の間で教育、研究指導が遂行されること。
 - ウ. 職員及び学生が通常、就労、就学している場所以外（課外活動や学外の活動及び勤務場所以外のすべての場所における活動を含む。）であっても、職員と職員の間には就労上の関係が、職員と学生の間には就学上の関係が存在するものとする。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、人権問題の防止に関し本学を総括する。

- 2 学長は、健全で快適な就労、就学の環境を確保するために、人権問題の防止と排除に努めるとともに、問題が生じた場合は迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 3 学長は、人権問題の防止及び排除について、学報、広報、パンフレット配布等により啓発活動を行い、周知徹底を図るとともに、必要な研修等を実施するよう努めなければならない。

(防止対策委員会)

第 4 条 本学に人権問題の防止及び被害救済の適切な対応を図るため、人権問題防止対策委員会（以下「防止対策委員会」という。）を置く。

第5条 防止対策委員会は、人権問題の防止等に関する対策を企画立案するとともに、本学が人権問題の防止のために実施する措置に関する調整、指導及び助言に当たらなければならない。

- 2 防止対策委員会は、当該事項に関し、人権問題の事実調査が必要と認めた場合は、防止対策委員会の下に人権問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置き、その調査に当たらせる。
- 3 防止対策委員会は、調査委員会の報告内容を当事者に明らかにするとともに、当事者から異議申立てがあれば全体の経過を精査し、必要な場合は調査委員会に差し戻すことができる。
- 4 防止対策委員会は、審議結果を学長に報告しなければならない。

第6条 防止対策委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本学の専任教育職員の互選による者 3人
 - (2) 前号に掲げる者以外の専任職員の互選による者 3人
 - (3) 学長が指名した者 若干人
- 2 防止対策委員会に委員長を置き、委員の互選した者をもって充てる。
 - 3 委員長は、防止対策委員会を招集しその議長となる。
 - 4 防止対策委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を審議することができない。
 - 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 6 委員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 7 防止対策委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（調査委員会）

第7条 調査委員会は、防止対策委員会から指示された事項について調査に当たり、当事者間及び同委員会との連絡、調整を図るとともに、調査結果を防止対策委員会に報告しなければならない。

- 2 調査委員会に関する必要な事項は、防止対策委員会の議を経て定めるものとする。

第8条 調査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 防止対策委員会が本学の職員のなかから推薦した者 2人
 - (2) 調査委員会が必要と認めた者 若干人
- 2 調査委員会に委員長を置き、防止対策委員会が指名した者をもって充てる。
 - 3 委員長は、調査委員会を招集しその議長となる。

- 4 調査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議事を審議することができない。
- 5 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 委員の任期は、当該事項について委員を任命された日から当該事項の調査及び審議が終了した日までとする。
- 7 調査委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(職員の責務)

第9条 職員は、第1条に規定する趣旨に則り、健全で快適な就労、就学の環境を形成し、これを維持するよう努めなければならない。

(相談員)

第10条 本学は、人権問題に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため相談員を置く。

- 2 相談員には防止対策委員会委員を充てる。
- 3 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当事者に対する助言等により、当該事項を迅速かつ確実に解決するよう努めるとともに、本人が同意した場合には、具体的事項を防止対策委員会に報告しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第11条 人権問題に関する苦情の申出等に係る調査への協力その他人権問題に関する職員及び学生の対応に起因して、職員及び学生が就労、就学をするうえで不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(プライバシーの保護)

第12条 第6条第1項及び第8条第1項に規定する者のほか、当該事項に関し、職務上の情報を知り得たものは、関係者のプライバシーの保護を最優先にし、その内容について守秘義務を負うものとする。

2. 人権問題の対応に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉、人権及びプライバシーに十分注意しなければならない。

(人権問題に関する行為に対する措置等)

第 13 条 人権問題に関する事実の発生があり、処分又は就労、就学の環境の改善を行うことが必要であると防止対策委員会が認めた場合は、学長は同委員会の報告を受けた後、遅滞なく必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第 14 条 この規程に係る事務は総務課が処理する。

2. この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1. この規程は平成 12 年 11 月 15 日から施行する。

2. 本規程制定後最初に第 6 条第 1 項に規定する委員となった者の任期は、同条第 6 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。